

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成29年2月9日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成29～33年度キッズプラザ機械警備業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13-28-0052 |
| (3) 物品・委託役務内容 | キッズプラザの施設の機械警備を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | キッズプラザひがしひろしま（ゆめもくば・ブランコ） |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	警備・受付>機械警備
イ 法令等による登録等	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定において、警備業務の区分を1号として受けていること。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店又は営業所を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 使用する契約約款は、東広島市の業務委託契約約款（役務の提供を受けるもの）（東広島市ホームページ掲載）とする。
- 東広島市の機械警備業務標準共通事項（東広島市ホームページ掲載）を適用する。
- 本業務の契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約として行うものであり、この契約に係る発注者の平成29年度歳入歳出予算が成立した時をもって効力を生ずるものとする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成29年2月9日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年2月9日～ 平成29年3月1日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成29年2月9日～ 平成29年2月16日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成29年2月21日～ 平成29年3月1日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成29年2月27日～ 平成29年2月28日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成29年3月1日 午後2時45分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成29～33年度キッズプラザ機械警備業務 仕様書（長期継続契約）

1 業務名

平成29～33年度キッズプラザ機械警備業務

2 履行場所

キッズプラザひがしひろしま（ゆめもくば・ブランコ）2施設（東広島市西条町西条東1300-3 A.I.T101号）

(1) 構造：鉄筋コンクリート造10階建の1階

(2) 延べ床面積：198.75㎡

(3) 警備箇所数：2箇所

3 履行期間等

(1) 契約期間：契約締結の翌日～平成34年3月31日まで

履行期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日

(2) 前項の規定にかかわらず、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、発注者は当該契約を変更又は解除することがある。

4 業務対象施設の名称

キッズプラザひがしひろしま（ゆめもくば・ブランコ）

5 業務内容

キッズプラザひがしひろしま施設において、警備業務用機械装置を使用して行う警備業務を実施する。

6 業務目的

警備対象施設において起こり得る火災・破壊・不正・不良行為等のあらゆるリスクを分析し、事故等の発生を警戒、予防するための適正な警備計画を立案し、それに基づき警備を行うことにより、身体、生命、財産を保護するとともに、施設業務の円滑な運営の維持に資することを目的とする。

7 業務仕様

(1) 本仕様書に定めがない事項は、添付の機械警備業務標準事項（以下、「標準事項」という。）による。

(2) 本仕様書及び標準事項に定めがない事項は、施設管理担当者と協議するものとする。受注者は業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について前任の受注者から十分引き継ぎを受けること。また、受注者の変更がある場合は、後任の

受注者が業務に支障をきたさないよう、業務に関する事項について後任の受注へ十分に引き継ぎをすること。

- (3) 著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等の使用に関しては、その費用負担及び仕様交渉の一切を受注者において行うものとする。

8 業務詳細

(1) 警備業務用機械装置

警備業務用機械装置の機能は、次による（○印のあるもの）。なお、機能適用及び警戒範囲等は機械装置特記による。また、業務期間終了後は、原則として警備業務用機械装置を撤去する。

装置概要	本業務該当	備考
①建物外周部のドア、ガラス等の破損及び開閉を感知する機能	○	
②施設内へ侵入者を感知し、表示する機能	○	
③火災発生を感知する機能	○	
④ガス漏れを感知する機能	—	
⑤金庫盗難を感知する機能	—	
⑥機械装置及びセンサーの破壊、配線の切断等の異常を監視する機能	○	
⑦非常通報押しボタンにより非常信号を感知する機能	○	
⑧施設内各種設備警報盤と結線し異常を種類別に監視する機能	○	
⑨警備の開始、解除の操作を行う機能	○	
⑩基地局に異常等の信号を送信する機能	○	
⑪一般公衆回線の断線を監視する機能	—	
⑫一般公衆回線が使用中の場合、強制切断して警報信号を送信する機能	—	

(2) 警備員

本業務に従事する警備員は、警備業法（昭和47年7月5日 法律第117号）第14条に定める警備員の制限に該当しないこと。

(3) 警備計画書等

警備業務の実施に当たり、警備計画書及び警備業務用機械装置の配置平面図を作成し、施設管理担当者へ提出するものとする。

(4) 業務の報告

機械警備中においては異常が発生した場合は警備報告書を作成し、あらかじめ指定された方法により報告するものとする。

(5) 服装等

- ① 警備員の服装及び装備品は、原則として受注者の定めるものとする。ただし、護身用具を携帯する場合には、施設管理担当者と協議する。
- ② 制服については、次の事項を満たしていること。
 - ア 色彩が警察官等の服装の色彩と明らかに異なること。
 - イ 形式が詰襟である等警察官等の制服の形式と明らかに異なること。
 - ウ 警備業者の名称を表示した標章(60平方cm以上)を上位の胸部及び上腕部に付け

ること。

(6) 鍵の取り扱い

預託された施設の鍵の取扱いは、警備計画書によるほか次による。

- ① 厳重に保管する。
- ② 複製しない。
- ③ 業務期間終了時に返却する。
- ④ 鍵の使用及び貸出は、指定された方法により管理する。

(7) 業務引継

受注者は、施設の管理運営が遅滞なく円滑に遂行されるよう努めなければならない。

このため、受注者は、発注者及び前回受注者から業務内容について、十分な引継を受けるものとし、また、次回業務受注者に対し、十分な引継を行うものとする。

(8) 警備責任時間帯

警備責任時間帯は、原則として防犯開始(セット時)した時点より、防犯設備のセットが解除された時点までとする。

(9) 業務内容

基地局において、異常を感知した場合は、警備員が施設へ急行し、次の措置を行う。施設の外部及び内部を点検し、異常の有無を確認する。なお、必要に応じ次の業務を行う。

- ① 現場に応じた緊急措置
 - ア 火災を確認した場合の初期消火作業、避難誘導
 - イ 現場保存の対応業務
 - ウ 現地で警備員が業務上の契約にないが、状況の判断から緊急避難的に行う業務
 - エ その他、緊急措置として必要な事項
- ② 施設管理担当者への連絡
- ③ 基地局への連絡
- ④ 警察、消防署等への連絡

(10) 書面の交付

受注者は、警備業法施行規則(昭和58年1月10日総理府令第1号)第33条第1項第5号に定める事項について記載した書面を提出するものとする。ただし、それぞれの事項は1つの書面であることを要せず、契約書、警備計画書、パンフレット等複数の書面でもよい。

(11) 警備機械等の設置及び撤去

- ① 受注者は、契約締結後警備開始前までに受注者の負担により警備機械等の設置を行うものとする。また、契約期間終了後は受注者の負担により当該警備機械等の撤去を行うものとする。
- ② 警報装置の取り付けに際しては、児童が利用する施設であることを理解のうえ、衛生面について十分な配慮を行うこと。また、意匠等についても考慮すること。
- ③ 受注者は、緊急連絡網など緊急時に係る対応策を作成し、担当課に提出すること。
- ④ 警報装置の設置及び作動までの間は、受注者において巡回警備を実施する等、代

替措置にて対応すること。

- ⑤ 代替措置は1週間を限度とし、契約額の範囲内とする。
- ⑥ 代替措置を実施する場合は、予め次の事項を記載した書面を発注者に提出して、その承諾を得た場合に限り代替措置をとることができるものとする。
 - ア 代替措置を必要とする期間及び理由
 - イ 代替措置の内容
 - ウ その他必要事項
- ⑦ その他この実施要領に定めのない事項について、必要がある場合は、発注者・受注者両者で協議のうえ定めるものとする。

9 その他

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により警備責任時間帯に機械による警備ができなくなったときは、代替警備員の配置等機械による警備と同等又は同等以上の警備体制を受注者の負担により講ずるものとする。

(2) 部分払い

①本委託は、部分払金を次のとおり請求できるものとする。

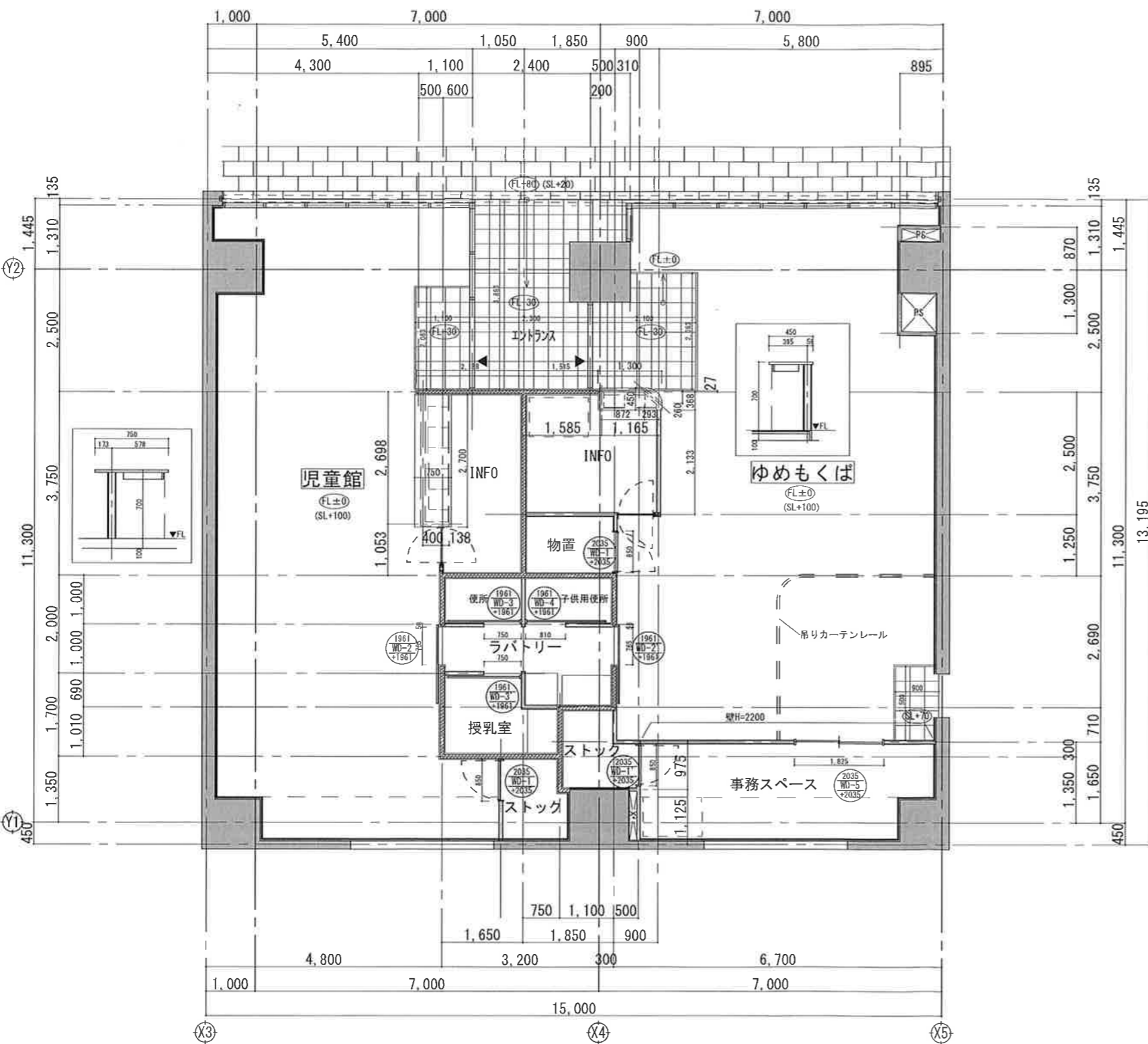
履行区分	支払金額	支払種別
平成29年4月から平成34年2月までの各月履行分	円	部分払（部分引渡し）
平成34年3月履行分	円	完了払

②部分払金を請求しようとするときは、当該履行区分の履行報告を行っていないなければならない。

③部分払の額は、契約金額を60で除した額（当該額に円単位未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、完了払いはその残額とする。

10 特記事項

- (1) 受注者は緊急連絡網など緊急時に係る対応策を作成し、施設管理担当者（保育課）に提出すること。
- (2) 警備結果について警備日誌を作成し、1ヵ月毎に施設管理担当者に提出する。
- (3) 警備装置の開始及び解除は、原則として施設管理者の責任において行う。また、警備員は当施設に30分以内に到着できる距離に常駐していること。
- (4) 平成29年4月1日以降、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる業務履行分については、その相当額分について契約締結後の適当な時期に協議により契約金額の変更を行う。



ゆめもくば・児童館 内部仕上げ

- ・CH=2,700
- ・便所=2,400
- ・床：複合フローリング貼り t=12
(フリーフロア下地)<+88>
- ・界壁：LGS75型+PBt12×2重張り
(耐火構造・遮音構造)

<特記>
・破線家具は別途とする

<凡例>
 LGS75型 ㊦ 125
(耐火構造・遮音構造)

・その他 LGS65型 ㊦ 90

エントランス	CH=2830	SL+70
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地ビニルクロス+木巾木	
床	300角磁器質タイル貼り	

ゆめもくば	CH=2700	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地ビニルクロス+木巾木	
床	300角磁器質タイル貼り	

児童館	CH=2700	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地ビニルクロス+木巾木	
床	複合フローリング張り t=12	

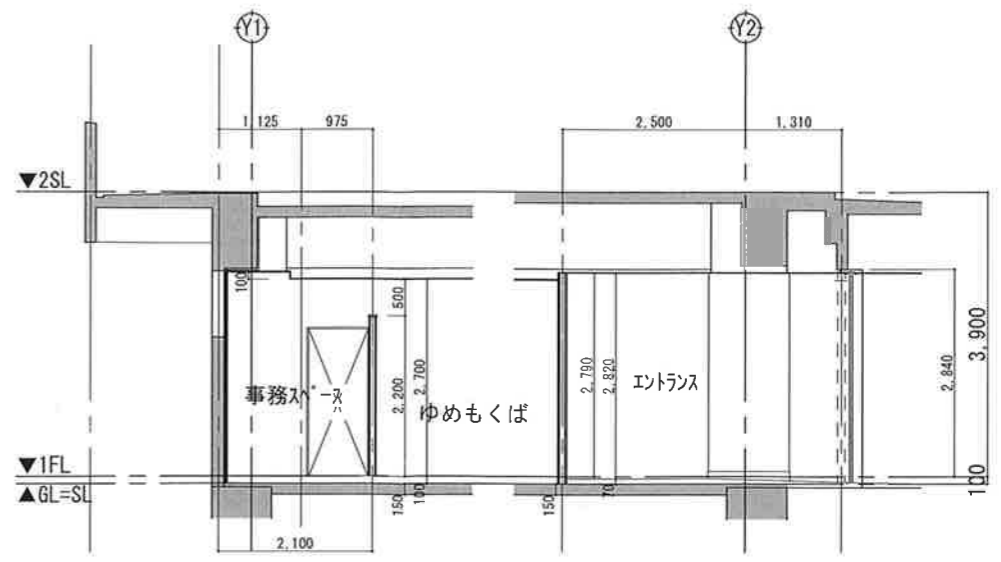
事務スペース	CH=2700	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地ビニルクロス+木巾木	
床	複合フローリング張り t=12	

ラボ	CH=2400	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地ビニルクロス+ソフト巾木	
床	ビニル床シート貼り	

便所	CH=2400	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地CF貼り+ソフト巾木	
床	ビニル床シート貼り	

授乳室	CH=2400	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地CF貼り+ソフト巾木	
床	ビニル床シート貼り	

ストック	CH=2700	SL+100
天井	PB9.5下地ビニルクロス	
壁	PB9.5下地ビニルクロス+木巾木	
床	複合フローリング張り t=12	



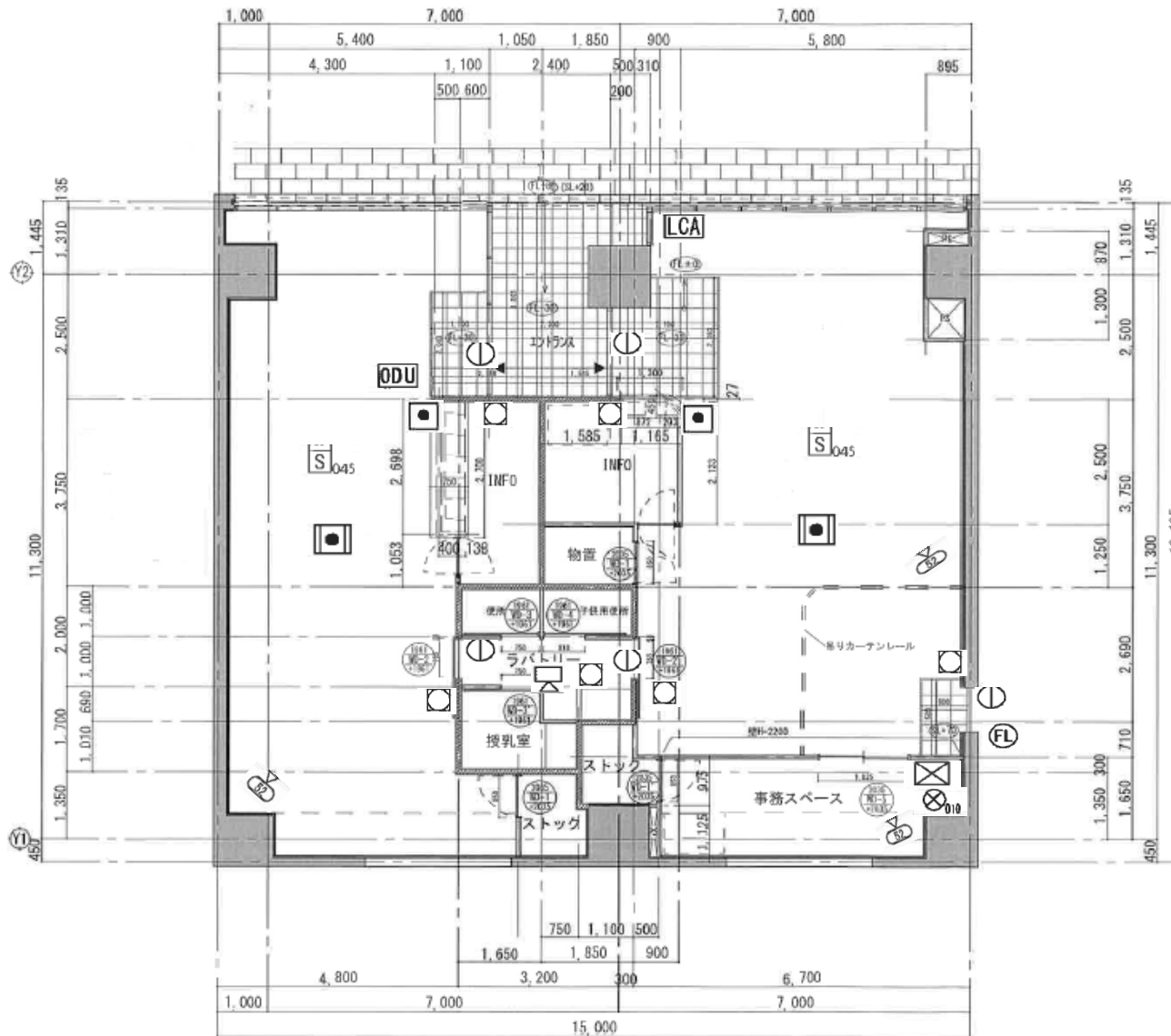
確認	確認	確認	現場代理人	担当	工事名称
					ゆめもくば テナント

図面名称	平面図	縮尺	1:100	日付	H28.07.12	図面番号	枚の内 **
工事設計図		尺		設計			**

参考図書

キッズプラザ機械警備業務

- 1 この参考図書は、適正な積算のための参考指標として数量・規格等を示すものです。
- 2 この参考図書は、規格・数量等を限定するものではありません。



- ・GH=2,700
- ・便所=2,400
- ・床：複合フローリング貼り t=12
(フリーフロア下地) <+88>
- ・界壁：LGS75型+PBt12×2重張り
(耐火構造・遮音構造)

<特記>
・破線家具は別途とする

<凡例>
 LGS75型 ⑦ 125
(耐火構造・遮音構造)

・その他 LGS65型 ⑦ 90

機器名称	シンボル
コントローラー・スティック	
移報アンテナ	
従来センサー・インターフェース	
無線通信アダプター	
アナログ回線ユニット	—
フラッシュライト	
マグネットセンサー[ライトグレー]	
マグネットセンサー[ブラック]	
操作表示器・スティック	
パニックボタン	
パニックボタン	
インフラレッドセンサー	
パワーユニット	
煙感知器	
終端抵抗器	—

